

地方自治法施行令の一部を改正する政令について（概要）

1. 改正内容

本政令案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）について所要の改正を行うものである。改正事項は以下のとおり。

（１）国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例関係（自治令第 174 条の 49 の 20）

自治令第 2 編に「第 8 章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」を新たに設けた上で、同章において、改正法による改正後の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」（改正法による改正後の自治法については「新自治法」という。）第 252 条の 26 の 4 第 1 項第 2 号の規定の委任を受け、同項に基づく国の指示により都道府県が事務処理の調整を図ることとなる事務を定めることとする。

（２）地域の多様な主体の連携及び協働の推進関係（自治令第 179 条の 2）

新自治法第 260 条の 49 第 6 項により、市町村は指定地域共同活動団体に対する事務の委託を随意契約により行うことができることとされたことに伴い、「政府調達に関する協定を改正する議定書」によって改正された「政府調達に関する協定」の対象となる委託契約に係る指定都市が締結する同項の随意契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項各号に該当する場合に限り、行うことができる旨を規定することとする。

2. 施行期日

令和 6 年 9 月 26 日（木）